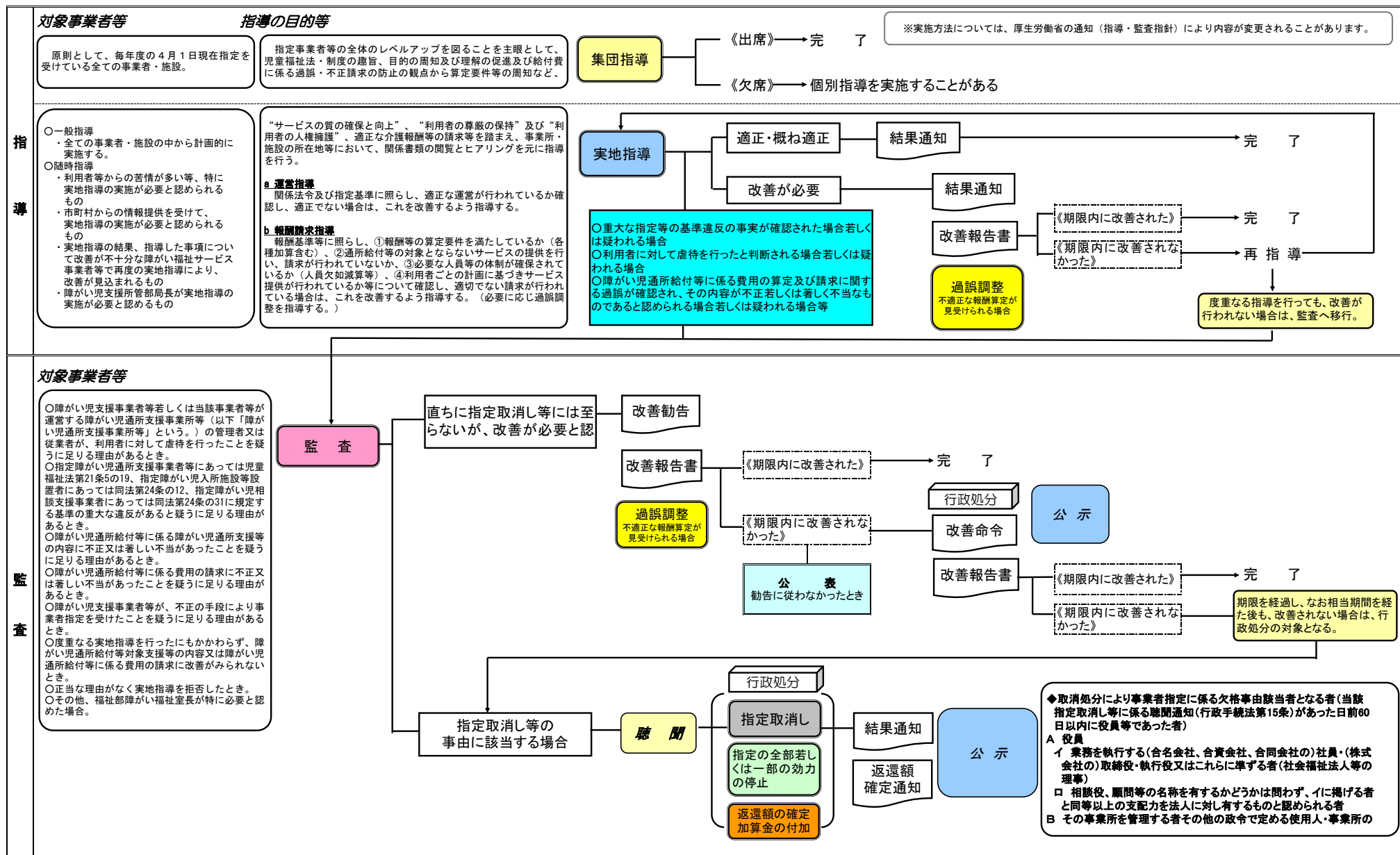


(参考) 指定障がい児支援事業者等に対する指導及び監査フロー図



# ○指定取消し等事業者例

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消し等の理由
平成26年 4月30日 (指定取 消)	大阪市	児童発達 支援  放課後等 デイサー ビス	<p><b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供を行っていないにもかかわらずサービス提供を行ったとして不正に障がい児通所給付費を請求し、受領した。</li> </ul> <p><b>障がい児通所支援に関する不正又は著しく不当な行為</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第10号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供を行っていないにもかかわらずサービス提供を行ったとして虚偽のサービス提供実績記録票を作成した。また、サービス提供を正当化する目的で、サービス提供の記録の偽造、改ざんを行った。</li> </ul>
		児童発達 支援	<p><b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供を行っていないにもかかわらずサービス提供を行ったとして不正に障がい児通所給付費を請求し、受領した。</li> <li>・管理者及び児童発達支援管理責任者を配置しないまま、人員基準を満たすものとして障がい児通所給付費を不正に請求し、受領した。</li> </ul> <p><b>障がい児通所支援に関する不正又は著しく不当な行為</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第10号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供を行っていないにもかかわらずサービス提供を行ったとして虚偽のサービス提供実績記録票を作成した。また、サービス提供を正当化する目的で、サービス提供の記録の偽造、改ざんを行った。</li> </ul> <p><b>人員基準違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者及び児童発達支援管理責任者を常勤専従で配置しなかった。</li> </ul> <p><b>不正の手段による指定</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第8号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定申請の際に、常勤の配置が要件とされている管理者及び児童発達支援管理責任者について、常勤で勤務することができない者の名義を使用し、管理者及び児童発達支援管理責任者として申請し、不正に指定を受けた。</li> </ul>
		放課後等 デイサー ビス	<p><b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供を行っていないにもかかわらずサービス提供を行ったとして不正に障がい児通所給付費を請求し、受領した。</li> </ul> <p><b>障がい児通所支援に関する不正又は著しく不当な行為</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第10号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供を行っていないにもかかわらずサービス提供を行ったとして虚偽のサービス提供実績記録票を作成した。また、サービス提供を正当化する目的で、サービス提供の記録の偽造、改ざんを行った。</li> </ul>
		放課後等 デイサー ビス	<p><b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供を行っていないにもかかわらずサービス提供を行ったとして不正に障がい児通所給付費を請求し、受領した。</li> <li>・管理者及び児童発達支援管理責任者を配置しないまま、人員基準を満たすものとして障がい児通所給付費を不正に請求し、受領した。</li> </ul> <p><b>障がい児通所支援に関する不正又は著しく不当な行為</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第10号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供を行っていないにもかかわらずサービス提供を行ったとして虚偽のサービス提供実績記録票を作成した。また、サービス提供を正当化する目的で、サービス提供の記録の偽造、改ざんを行った。</li> </ul>

平成26年 4月30日 (指定取消)	大阪市	放課後等 デイサー ビス	<p>～前頁つづき～</p> <p><b>人員基準違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号) ・管理者及び児童発達支援管理責任者を常勤専従で配置しなかった。</p> <p><b>不正の手段による指定</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第8号) ・管理者及び児童発達支援管理責任者の変更届について、不在期間がないように見せかけるため、実際に雇用していない者の名義を使用し、変更届の添付書類に当該事業所に従事させているとして虚偽の変更届を提出した。</p>
		放課後等 デイサー ビス	<p><b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・サービス提供を行っていないにもかかわらずサービス提供を行ったとして不正に障がい児通所給付費を請求し、受領した。</p> <p><b>障がい児通所支援に関する不正又は著しく不当な行為</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第10号) ・サービス提供を行っていないにもかかわらずサービス提供を行ったとして虚偽のサービス提供実績記録票を作成した。また、サービス提供を正当化する目的で、サービス提供の記録の偽造、改ざんを行った。</p>
平成26年 7月31日 (指定の一部効力停止)	大阪市	児童発達 支援  放課後等 デイサー ビス	<p><b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・サービス提供を行っていないにもかかわらずサービス提供を行ったとして不正に障がい児通所給付費を請求し、受領した。</p> <p><b>障がい児通所支援に関する不正又は著しく不当な行為</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第10号) ・サービス提供を行っていないにもかかわらずサービス提供を行ったとして虚偽のサービス提供実績記録票を作成した。</p>
平成26年 12月31日 (指定の一部効力停止)	大阪市	児童発達 支援  放課後等 デイサー ビス	<p><b>人格尊重義務違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第2号) ・従業員が利用児童に対して、握りこぶしで小突いた。</p> <p><b>人員基準違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号) ・児童発達支援管理責任者を配置していなかった。</p> <p><b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・児童発達支援管理責任者を配置しないまま、人員基準を満たすものとして障がい児通所給付費を不正に請求し、受領した。</p>
平成27年 7月1日 (指定の一部効力停止)	堺市	放課後等 デイサー ビス	<p><b>心理的虐待による人格尊重義務違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第2号) ・管理者兼児童発達支援管理責任者が、複数の指導員に怒鳴る様子を見て、利用児童が泣き出したり、嘔吐したりした。 ・管理者兼児童発達支援管理責任者が、利用児童を、サービス時間内に自宅に連れていき、犬小屋、洗面台や風呂場の掃除をさせたことが複数回あった。</p>
平成28年 3月31日 (指定取消)	大阪市	放課後等 デイサー ビス  児童発達 支援	<p><b>人格尊重義務違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第2号) ・役員が利用児童に対して、軽くかんだ。 ・従業員が利用児童に対して、閉じ込めた。 ・従業員が利用児童に対して、平手で叩いた。</p> <p><b>人員基準違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号) ・児童発達支援管理責任者を常勤専従で配置していなかった。</p>

<p>平成 28 年 3 月 31 日 (指定取 消)</p>	<p>大阪市</p>	<p>放課後等 デイサー ビス  児童発達 支援</p>	<p>～前頁つづき～ <b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号) ・サービス提供を行っていないにもかかわらずサービス提供を行ったとして不正に障がい児通所給付費を請求し、受領した。 ・児童発達支援管理責任者を配置しないまま、人員基準を満たすものとして障がい児通所給付費を不正に請求し、受領した。 <b>障がい児通所支援に関する不正又は著しく不当な行為</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 10 号) ・サービス提供を行っていないにもかかわらずサービス提供を行ったとして虚偽のサービス提供実績記録票を作成した。また、サービス提供を正当化する目的で、サービス提供の記録の偽造、改ざんを行った。</p>
<p>平成 28 年 3 月 31 日 (指定取 消)</p>	<p>大阪府</p>	<p>放課後等 デイサー ビス</p>	<p><b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号) ・サービス提供を行っていないにもかかわらずサービス提供を行ったとして不正に障がい児通所給付費を請求し、受領した。 <b>虚偽物件の提出</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号) ・児童福祉法第 21 条の 5 の 21 第 1 項の規定に基づく監査において、虚偽の物件を提出した。 <b>虚偽答弁</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 7 号) ・児童福祉法第 21 条の 5 の 21 第 1 項の規定に基づく監査において、虚偽の答弁を行った。</p>
<p>平成 28 年 9 月 30 日 (指定取 消)</p>	<p>大阪市</p>	<p>児童発達 支援 放課後等 デイサー ビス</p>	<p><b>不正の手段による指定</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 8 号) ・指定申請の際に、勤務する予定のない者を管理者兼児童発達支援管理責任者として申請し、指定を受けた。</p>
<p>平成 29 年 5 月 8 日 (指定取 消)</p>	<p>堺市</p>	<p>放課後等 デイサー ビス</p>	<p><b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号) ・児童発達支援管理責任者、指導員又は保育士について、基準を満たす配置をしていないにもかかわらず、減算せずに不正に障がい児通所給付費を請求した。 ・個別支援計画を適切に作成していないにもかかわらず、減算せずに不正に障がい児通所給付費を請求した。 ・欠席時対応加算、延長支援加算について、必要な記録がないにもかかわらず、不正に障がい児通所給付費を請求した。 <b>人員基準違反</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 3 号) ・児童発達支援管理責任者、指導員又は保育士について、基準をみたく配置をしていなかった。 <b>虐待による人格尊重義務違反</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 2 号) ・指導員が利用児童の言動に対し懲罰的な発言をした。また、別の利用児童の下腹部をつねる行為を複数回行った。</p>
<p>平成 29 年 8 月 31 日 (指定取 消)</p>	<p>大阪市</p>	<p>児童発達 支援 放課後等 デイサー ビス</p>	<p><b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号) ・サービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供記録を虚偽作成し、障がい児通所給付費を不正に請求し、受領した。 <b>障がい児通所支援に関する不正又は著しく不当な行為</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 10 号) ・実際にはサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供記録を虚偽作成した。</p>

平成29年 12月21日 (指定取り 消し)	堺市	児童発達 支援 放課後等 デイサー ビス	<p><b>人員基準違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号) ・児童発達支援管理責任者、指導員又は保育士について、基準をみたく配置をしていなかった。</p> <p><b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・児童発達支援管理責任者、指導員又は保育士について、基準を満たす配置をしていないにもかかわらず、減算せずに不正に障がい児通所給付費を請求した。 ・個別支援計画を適切に作成していないにもかかわらず、減算せずに不正に障がい児通所給付費を請求した。</p> <p><b>不正の手段による指定</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第8号) ・指定申請の際に、実務経験を満たさない者を配置し指定申請を行ったこと、また基準を満たす勤務が見込めない者を配置し指定申請を行い不正に指定を受けた。</p>
平成29年 12月21日 (指定の一部 効力停止)	堺市	児童発達 支援 放課後等 デイサー ビス	<p><b>人員基準違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号) ・同法人が運営する別事業所の従業者が支援を行っていた。</p> <p><b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・過去3か月の利用人数の平均が13を超過しているにもかかわらず、減算せず給付費を請求していた。 ・1日の利用人数が定員の100分の150を超過しているにもかかわらず、減算せず給付費を請求し受領していた。 ・欠席時対応加算について、記録がなく請求できない給付費を不正に請求し受領していた。</p>
平成29年 12月21日 (指定の一部 効力停止)	堺市	児童発達 支援 放課後等 デイサー ビス	<p><b>人員基準違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号) ・所定の人員を配置せず、かつ、支援を提供していなかったことから、基準に従って適正な指定通所支援の事業の運営をすることができなかった。</p> <p><b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・所定の人員を配置せず、かつ、当該事業所を開所せず、当該事業所において支援を行っていないにもかかわらず、支援を行っていたように装うことを目的として、当該事業所で支援を行ったように実績記録等を作成し、障害児通所給付費を不正に受領していた。</p>
平成30年 3月9日 (指定の全部 効力停止)	大阪府	放課後等 デイサー ビス	<p><b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・サービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供記録を虚偽作成し、障がい児通所給付費を不正に請求し、受領した。</p>
平成30年 6月30日 (指定の全部 効力の停止)	堺市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<p><b>人員基準違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号) ・基準上必要な従業員が配置されていなかった。</p> <p><b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・基準上必要な従業員が配置できていないにもかかわらず人員欠如減算をせず請求し受領していた。指導員加配加算についても満たせていないにもかかわらず請求していた。</p>

<p>平成 30 年 6 月 30 日 (指定の全 部効力の 停止)</p>	<p>堺市</p>	<p>児童発達 支援・放課 後等デイ サービス</p>	<p><b>人員基準違反</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 3 号) ・児童発達支援管理責任者が専任で配置できていなかった。 ・保育士、看護師及び機能訓練士について、営業時間内に 1 以上配置されていなかった。 ・嘱託医が配置されていなかった。</p> <p><b>運営基準違反</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 4 号) ・個別支援計画について、基準に定められた一連の手順に沿って作成されていなかった。 ・従業員への健康診断の不実施、感染マニュアルの未整備など衛生管理等に必要な措置が取られていない。 ・事故対応マニュアルの未整備、事故について市への報告がされていなかった。 ・緊急時対応マニュアルの未整備により、従業員が緊急時に対応するための必要な措置が取られなかった。</p> <p><b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号) ・児童発達支援管理責任者を専任で配置していないにも関わらず、児童発達支援管理責任者専任加算を請求し受領していた。 ・個別支援計画を作成していないにも関わらず、減算せず請求し受領していた。 ・家庭連携可算の要件を満たしていないにも関わらず、請求し受領していた。</p>
<p>平成 30 年 9 月 27 日 (指定の全 部効力停 止)</p>	<p>堺市</p>	<p>放課後等 デイサー ビス</p>	<p><b>人員基準違反</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 3 号) ・基準上必要な従業員が配置されていなかった。 ・児童発達支援管理責任者を配置していなかった。</p> <p><b>運営基準違反</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 4 号) ・個別支援計画について、基準に定められた一連の手順に沿って作成されていなかった。</p> <p><b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号) ・基準上必要な従業員が配置できていないにも関わらず人員欠如減算をせず請求し受領していた。 ・児童発達支援管理責任者を専任で配置していないにも関わらず児童発達支援管理責任者専任加算を請求し受領していた。 ・個別支援計画が作成されていないにも関わらず、減算せず請求し受領していた。</p>
<p>平成 30 年 9 月 27 日 (指定の一 部効力停 止)</p>	<p>堺市</p>	<p>児童発達 支援・放課 後等デイ サービス</p>	<p><b>人格尊重義務違反</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 2 号) ・従業員が利用児に身体的虐待を行った。</p>
<p>平成 30 年 9 月 10 日 (指定の一 部効力停 止)</p>	<p>大阪府</p>	<p>放課後等 デイサー ビス</p>	<p><b>不正の手段による指定</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 8 号) ・事業開始から 2 か月間、児童福祉法第 21 条の 5 の 19 第 1 項「当該指定通所支援に従事する従業者を有しなければならない。」の基準を満たしていないにもかかわらず、基準を満たしているとして申請し、指定を受けた。</p>

平成30年 12月19日 (指定の一部効力の 停止)	大阪府	放課後等 デイサー ビス	<b>人格尊重義務違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第2号) ・サービス提供時間中に、利用児に対して虐待行為を行った。
平成31年 2月22日 (指定の一部効力の 停止)	大阪府	放課後等 デイサー ビス	<b>人格尊重義務違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第2号) ・従業者が利用児に対し馬乗りになる等の虐待行為を行った。
平成31年 2月28日 (指定取り 消し)	大阪府	放課後等 デイサー ビス	<b>不正の手段による指定</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第8号) ・人員基準上必要となる保育士又は児童指導員について、指定時から人員基準を満たすことができないと認識していたが、変更届等を提出することなく指定を受けた。
平成31年 3月8日 (指定取り 消し)	大阪府	放課後等 デイサー ビス	<b>不正の手段による指定</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第8号) ・指定申請時に人員基準を満たしていないと指摘を受け、申請書類を補正し指定を受けたにもかかわらず、補正後の申請どおりの人員を確保せず、指定時から常勤職員を配置せず運営していた。
平成31年 3月15日 (指定取り 消し)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・児童指導員加配加算を不正に請求し、受領していた。 <b>虚偽答弁</b> (児童福祉法第21条の5の23第1項第7号) ・監査時に、不正請求を隠ぺいするため従業者に虚偽の答弁を行わせた。
令和元年 9月20日 (全部効力 の停止)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・児童発達支援管理責任者が配置できていないことを知りながら、障害児通所給付費を減算することなく不正に請求し、受領していた。
令和元年 11月8日 (一部効力 の停止)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<b>人格尊重義務違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第2号) ・従業者がサービス提供時間中に、利用児の胸倉をつかみながら厳しい口調で叱るといった虐待行為が繰り返しあった。
令和元年 10月31 日 (指定取り 消し)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<b>不正の手段による指定</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第8号) ・保育士または児童指導員として営業時間を通じて勤務すべき者を、事業開始前より配置できないとわかりつつ指定を受けた。
令和元年 11月29 日 (一部効力 の停止)	大阪府	放課後等 デイサー ビス	<b>運営基準違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第4号) ・食事に支援が必要な児童への具体的な支援方法について、職員間で適正に引き継ぎできる体制が整備されておらず、結果として死亡する事故が発生した

令和2年1月31日 (指定取り消し)	大阪府	児童発達支援・放課後等デイサービス	<b>不正請求</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・人員基準を満たせていないことを知りながら、児童指導員等加配加算を取り下げることなく不正に請求し、受領した。
令和2年1月31日 (全部効力の停止)	大阪府	児童発達支援・放課後等デイサービス	<b>不正請求</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・利用児童が通所していない日についても、サービス提供実績記録票を作成し、障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。
令和2年3月31日 (指定取り消し)	大阪府	児童発達支援・放課後等デイサービス	<b>不正請求</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・児童指導員等加配加算の算定要件を満たせていないにも関わらず、当該加算を取り下げることなく不正に請求し、受領した。
令和2年1月31日 (指定の一部効力停止)	大阪市	放課後等デイサービス 児童発達支援	<b>人格尊重義務違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第2号・第9号) ・代表兼管理者が、事業所主催の宿泊行事中に、利用児童に対して飲酒させた。
令和元年12月25日 (指定取り消し)	堺市	児童発達支援・放課後等デイサービス	<b>人員基準違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号) 児童発達支援管理責任者を営業時間中配置していなかった。 <b>運営基準違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第4号) ・児童発達支援管理責任者を配置しておらず、個別支援計画を作成していなかった。 <b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・児童発達支援管理責任者を配置しておらず、個別支援計画を作成していなかったため個別支援計画未作成減算をしなければならないのに、これをせず、不正に請求し、受領していた。
令和元年12月25日 (指定取り消し)	堺市	児童発達支援・放課後等デイサービス	<b>人員基準違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号) ・児童発達支援管理責任者を常勤専任で配置していなかった。 <b>運営基準違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第4号) ・児童発達支援管理責任者を配置しておらず、個別支援計画を作成していなかった。 <b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・児童発達支援管理責任者を配置しておらず、個別支援計画を作成していなかったため個別支援計画未作成減算をしなければならないのに、これをせず、不正に請求し、受領していた。 <b>虚偽報告、検査妨害、物件提出命令違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第6号) ・内容虚偽のタイムカードの作成 ・実績記録、業務日誌等の帳簿書類その他の物件の提出を命ぜられたのに対し、これを提出せず、もって当該命令に従わなかった。



<p>令和元年 12月25日 (指定取り 消し)</p>	<p>堺市</p>	<p>児童発達 支援・放課 後等デイ サービス</p>	<p><b>人員基準違反</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 3 号) ・児童発達支援管理責任者を常勤専任で配置していなかった。</p> <p><b>運営基準違反</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 4 号) ・児童発達支援管理責任者を配置しておらず、個別支援計画を作成していなかった。</p> <p><b>不正請求</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号) ・児童発達支援管理責任者を配置しておらず、個別支援計画を作成していなかったため個別支援計画未作成減算をしなければならないのに、これをせず、不正に請求し、受領していた。</p> <p><b>虚偽報告、検査妨害</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号) ・退職している職員を常勤の保育士として市に虚偽の届出をし、監査において、常勤職員として雇用しているかのように装った内容虚偽のタイムカード及び給与明細（支給控除一覧表）を作成し、もって虚偽の報告ないし検査の妨害を行った。</p> <p><b>虚偽答弁</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 7 号) ・監査の聴取における質問に対し、従業員の退職した日付を偽った答弁を行った。</p>
<p>令和元年 12月25日 (指定取り 消し)</p>	<p>堺市</p>	<p>児童発達 支援・放課 後等デイ サービス</p>	<p><b>人員基準違反</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 3 号) ・児童発達支援管理責任者を営業時間中配置していなかった。</p> <p><b>運営基準違反</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 4 号) ・個別支援計画を一連の手順に沿って作成していなかった。</p> <p><b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号) ・児童発達支援管理責任者を専任で配置していなかったため児童発達支援管理責任者欠如減算をしなければならないのに、これをせず、不正に請求し、受領していた。</p>
<p>令和元年 12月25日 (指定取り 消し)</p>	<p>堺市</p>	<p>児童発達 支援・放課 後等デイ サービス</p>	<p><b>人員基準違反</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 3 号) ・機能訓練担当職員を配置していなかった。</p> <p><b>運営基準違反</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 3 号) ・市に届出がされていない営業日に利用児童を受け入れ支援を提供していた。 ・事業所として指定を受けていない場所において入浴サービスの支援を提供していた。</p> <p><b>不正請求</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号) ・基準上必要な機能訓練担当職員を配置していなかったため人員欠如減算をしなければならないのに、これをせず、不正に請求し、受領していた。 ・定員超過利用減算をしなければならないのに、これをせず、不正に請求した。</p> <p><b>虚偽報告・検査妨害</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号) ・非常勤職員であるのに、退職後も常勤のその他従業者として市に内容虚偽の届出をし、かつ、監査において、同人を雇用しているかのように装った内容虚偽のタイムカード及び給与明細（支給控除一覧表）を作成し、もって虚偽の報告ないし検査の妨害を行った。 ・指定当初から勤務していないのに、常勤職員の機能訓練担当職員</p>

			<p>として市に内容虚偽の届出をし、かつ、監査において、同人を雇用しているかのように装った内容虚偽のタイムカード及び給与明細（支給控除一覧表）を作成し、もって虚偽の報告ないし検査の妨害を行った</p> <p><b>出頭拒否</b>  （児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 7 号）  ・代表兼管理者は、出頭を求められたがこれに応じなかった。</p> <p><b>不正手段による指定</b>  （児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 8 号）  ・指定当初から配置されておらず、よって法所定の指定要件を満たしていないのに、常勤職員の機能訓練担当職員として市に内容虚偽の申請書を提出し、もって不正の手段により指定を受けた。</p>
令和元年 11月30日 (指定取り 消し)	東大阪市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<p><b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b>  （児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号）  ・専任の児童発達支援管理責任者が不在であるにも関わらず、不正に請求し、受領していた。</p> <p><b>不正の手段による指定</b>  （児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 8 号）  ・常勤で配置できない職員を常勤と偽った虚偽の書類を提出し、指定時から常勤の児童発達支援管理責任者を配置せず運営していた。</p>
令和2年 3月18日 (指定取り 消し)	高槻市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<p><b>人員基準違反</b>  （児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 3 号）  ・従業者について条例で定める人員基準を満たしていなかった。</p> <p><b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b>  （児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号）  ・給付費の請求に関し不正があった。</p> <p><b>虚偽物件の提出</b>  （児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号）  ・事業者が市の監査において、帳簿書類その他の物件の提出を命ぜられてこれに従わず、虚偽の報告をした。</p> <p><b>虚偽答弁</b>  （児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 7 号）  ・事業者が市の監査において、市の質問に対して虚偽の答弁をした。</p>